



2025年8月18日

各 位

会社名 シ ュ ッ ピ ン 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 小野尚彦  
(コード番号: 3179 東証プライム)  
問合せ先 取締役 CFO / CHRO 岡部梨沙  
(TEL. 03-3342-2944)

## 譲渡制限付株式報酬の株主総会決議超過及び自己株式の無償取得に関するお知らせ

当社は、2025年6月25日付け「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」のとおり、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行いました。今般、当該手続きに基づき処分した株式の数が、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬に関し、当社株主総会決議によって定められていた株式数の上限を超過していたことが判明いたしました。

これに伴い、当社は、2025年8月18日開催の取締役会において、株主総会決議超過分の株式を自己株式として無償で取得することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主総会決議を超過する譲渡制限付株式報酬の支給について

当社は、2018年6月26日開催の第13回定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、年間30,000千円以内で金銭報酬債権を支給すること、及び当該制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する当社普通株式の総数は、当時の株価から換算し、年間23,000株以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

その後、当社は、2025年6月25日開催の臨時取締役会において、譲渡制限付株式報酬として対象取締役に對し、当社普通株式である自己株式を処分することを決議し、同年7月22日に対象取締役3名に対し、普通株式23,698株を処分しましたが、今般、当該手続きにより対象取締役に処分した株式の数が、第13回定時株主総会で決議された株式数の上限を超えていたことが判明いたしました。

対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬に関し、株主総会で決議された株式数及び金銭報酬債権の額の上限、並びに、2025年7月22日に対象取締役に對して処分した株式の数及びその処分価額の総額等は、次のとおりです。

対象取締役に對する譲渡制限付株式報酬に関し、2018年6月26日開催の第13回定時株主総会で決議された内容	株式数の上限	普通株式年間23,000株
	金銭報酬債権の上限	年間30,000千円
2025年7月22日に対象取締役3名に対し処分した自己株式の数及び処分価額の総額	処分した株式数	普通株式23,698株
	処分価格の総額	26,399,572円
株主総会決議の上限を超過した株式の数（*）		普通株式 698株

\* 上記対象取締役3名に対し、自己株式の処分に際し、支給した金銭報酬債権の額について、株主総会決議によって定められた上限の超過はございませんでした。

#### 2. 自己株式の無償取得について

上記1のとおり、譲渡制限付株式報酬として対象取締役3名に処分した当社普通株式の数が、第13回定時株主総会において決議された株式数の上限を698株超過していたことから、当社は、2025年8月18

日開催の取締役会にて、会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第1号の規定に基づき、当該取締役1名から、当社普通株式698株を改めて自己株式として無償取得することを決定いたしました。その内容は、次のとおりです。

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得する株式の総数	698株
③ 株式の取得価格	無償
④ 株式の取得予定日	2025年8月29日
⑤ 取得先	取締役1名（当社社内取締役）

### 3. 今後の見通し

- （1） 2025年7月22日に対象取締役3名に対して処分された自己株式のうち、株主総会決議によって定められた上限株式数を超えた部分については、上記2に記載のとおり、自己株式の無償取得の方法により返還を受けることといたしました。
- （2） 今後は、再発防止のため、社内体制の強化等に取り組んでまいります。
- （3） 本件による業績への影響は軽微と見込んでおります。

以 上